

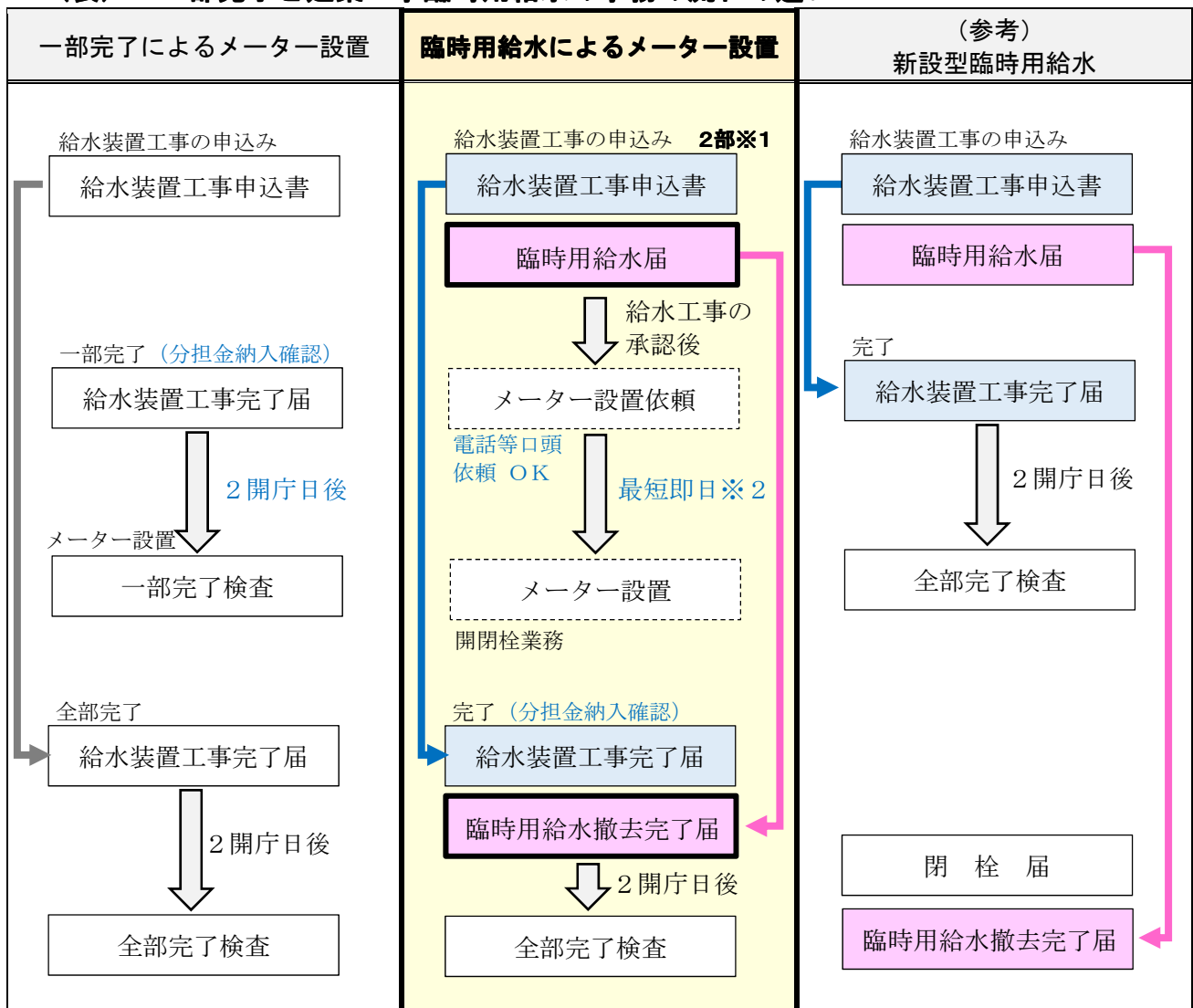
# 建築工事臨時用給水についての説明

平成29年10月  
蒲郡市 上下水道部 水道課

住宅の新築工事等のための臨時用給水（以下「建築工事臨時用給水」という。）は、種別上、新設型臨時用給水に分類されます。基本的な取扱いはこれと同じですが、使用目的が限定されていますので、一部特別な取扱いとする部分があります。

## 1 事務の流れ

(表) 一部完了と建築工事臨時用給水の事務の流れの違い



事務として対になるもの

※1 通常の給水装置工事申込書類と臨時用給水届（原本）に加えて、**給水装置工事申込書、臨時用給水届、位置図のコピー**

※2 標準的に即日設置というわけではありません。

**お電話等でメーター設置する場合は、必ず**

**「建築工事臨時用給水のメーター設置依頼」ということをお伝えください。**

## (1) 一部完了との主な変更点

### ア 書類関係

- ・ 建築工事臨時用給水を伴う給水装置工事（以下「本工事」という。）場合は、給水装置工事申込書類と臨時用給水届（原本）に加えて、給水装置工事申込書、臨時用給水届、位置図のコピー1部を提出してください。
- ・ 本工事の完了時には、給水装置工事完了届にあわせて臨時用給水撤去完了届を提出します。
- ・ 建築工事臨時用給水の使用者は変更できません。
- ・ 使用者変更は、完了検査により水道料金の用途が臨時用から一般用等へ切り替わった後に可能となります。使用者変更の受付は、完了届提出後となります。

### イ 現場関係

- ・ 水道メーターの設置は、料金窓口又は電話で依頼することができるようになります。
- ・ 水道メーターの設置は、依頼日から最短で依頼当日に設置できるようになります。
- ・ 水道メーターの設置にあたって主任技術者の立会が必要なくなります。

### ウ 料金関係

- ・ 水道メーターの設置には、開栓手数料500円がかかるようになります。
- ・ 水道料金の用途は、臨時用が適用されます。

## (2) 標準的な新設型臨時用給水との主な相違点

### ア 書類関係

- ・ 臨時用給水のための給水装置工事申込書は必要ありません。（本工事の申込書と臨時用の申込書2種類を用意する必要はありません）
- ・ 臨時用給水届の書き方が異なります。
- ・ 臨時用給水撤去完了届は本工事の完了時に提出します。（(1)アと同義）

### イ 現場関係

- ・ 臨時用給水 単独の完了臨場検査はありません。本工事の完了臨場検査がそれを兼ねます。
- ・ 水道メーターの設置は、開栓手続きにより行います。したがって、水道メーター設置は、窓口又は電話での依頼し、最短で依頼当日に行います。また、水道メーター設置のための検査及び主任技術者の立会はありません。（(1)イと同義）

### ウ 料金関係

- ・ 臨時用給水のための審査手数料、検査手数料はかかりません。（本工事の申込みに対する審査手数料、検査手数料はかかります）
- ・ 水道メーターの設置には、開栓手数料500円がかかります。（(1)ウと同義）

### (3) 建築工事臨時用給水の運用にあたっての注意点

重 要

#### (ア) 事務及び書類関係

- ・お電話等で開栓依頼するときは、**必ず「建築工事臨時用給水のメーター設置依頼」とお伝えください。**
- ・開栓受付及び開栓作業は、原則として開庁日の8時30分から17時15分までとします。
- ・建築工事臨時用給水の届出者は、臨時用給水中の使用者になります。したがって、本工事申込者と臨時用給水届出者は一致しないことがあります。
- ・臨時用給水届及び撤去完了届は、使用者の署名又は記名捺印が必要になります。ただし、本工事申込者と臨時用給水届出者が一致している場合は、本工事申込書の委任状により捺印を省略することができます。
- ・給水装置工事完了届にある使用者が一般用等本工事申込みの使用者になります。(関連 後述ウ)
- ・建築工事臨時用給水の使用者は変更できません。(臨時用給水と同様の扱い (1)アと同義) 必要な場合は使用者間で調整してください。
- ・使用者変更は、完了検査により水道料金の用途が臨時用から一般用等へ切り替わった後に可能となります。使用者変更の受付は、完了届提出後となります。(1)アと同義)
- ・当初、建築工事臨時用給水を予定していなかったところで、その後、建築工事等の都合により必要になった場合は、その時点で臨時用給水届を提出してください。

#### (イ) 現場関係

- ・建築工事臨時用給水の使用期間は、給水を開始した日から起算して最大1年となります。(新設型臨時用給水と同様の扱い)
- ・口径変更を伴う給水装置工事における建築工事臨時用給水については、原則として、口径変更後に予定している口径(以下「予定口径」という。)の水道メーターを設置します。(通常の開栓とは異なるが、新設型臨時用給水と同様の取扱い)

#### (ウ) 料金関係

- ・水道料金の用途は、完了検査をもって、臨時用から一般用等本工事申込みの料金に変わります。
- ・完了検査日より後に使用者変更する場合は、その条件によって基本料金等のかかり方が変わります。ご注意ください。詳しくは、2 水道料金等の取扱いをご確認ください。
- ・一部完了としてメーター付けしたものは、平成30年1月4日(建築工事臨時用給水導入日)以降も同じ用途の水道料金が維持されます。臨時用に変更されることはありません。
- ・建築工事臨時用給水において、下水道への排水が必要になる場合は、水道料金とは別に下水道使用料がかかります。あらかじめ給排水窓口(下水道課排水設備担当)でご相談ください。

## 2 水道料金等の取扱い

水道料金の用途は、完了検査をもって、臨時用から一般用等申込みの料金に変わります。使用者変更の有無、時期等によっては水道料金及び下水道使用料が変わります。代表的な例は次のとおりです。

名称等	使用者変更		下水使用開始
	有	無	
パターン①	無	—	完了検査日
パターン②	無	—	臨時開栓日
パターン③	有	完了検査日	同 左
パターン④	有	完了検査後任意日	同 左

### パターン① 使用者変更：無 下水使用開始：完了検査日

使用者		給水開始	検針	完了検査	検針
		3/1	4/9	4/15	6/9
		(40日)	(6日)	(55日)	
水道	申請者	臨時用料金	臨時用料金	一般用料金 基本2.0ヶ月+従量	一般
下水道	申請者			基本2.0ヶ月+従量	

**【注意】** 申請者に対しては、臨時用と一般用の2種類の水道料金請求となります。

### パターン② 使用者変更：無 下水使用開始：臨時用給水開栓日

使用者		給水開始	検針	完了検査	検針
		3/1	4/9	4/15	5/9
		(40日)	(6日)	(55日)	
水道	申請者	臨時用料金	臨時用料金	一般用料金 基本2.0ヶ月+従量	一般
下水道	申請者	基本1.5月+従量		基本2.0ヶ月+従量	

**【注意】**・申請者に対しては、臨時用と一般用の2種類の水道料金請求となります。

- ・建築工事臨時用給水であっても下水道を使用する場合は、給排水窓口（下水道課排水設備担当）で手続きが必要です。

パターン③ 使用者変更：有（建築業者→申請者） 下水使用開始：完了検査日

使用者		給水開始	検針	完了検査 使用者変更		検針
		3/1	4/9	4/15		6/9
		(40日)		(6日)	(55日)	
水道	建築業者		臨時用給水	臨時用給水		
	申請者				一般用給水 基本2.0月+従量	一般
下水道	建築業者					
	申請者				基本2.0月+従量	


パターン④ 使用者変更：有（建築業者→申請者） 完了検査後任意日  
下水使用開始：完了検査日

使用者		給水開始	検針	完了検査	使用者変更	検針
		3/1	4/9	4/15	4/17	6/9
		(40日)		(6日)	(2日)	(53日)
水道	建築業者		臨時用給水	臨時用給水	一般用給水 基本0.5月+従量	
	申請者				一般用給水 基本1.5月+従量	一般
下水道	建築業者				基本0.5月+従量	
	申請者				基本1.5月+従量	

- 【注意】・建築業者に対しては、臨時用と一般用の2種類の水道料金請求となります。
- ・上表のとおり、臨時用給水を使用していた者に対して、一般用の用途が適用される期間（完了検査から使用者変更まで）が2日であっても、基本料金の最小単位である0.5ヶ月が適用されます。

### 3 導入スケジュール

導入段階	12月				1月	
	4(月)	18(月)	28	29	3	4
①建築工事臨時用給水届 受付（メ-タ-設置 1/4 以降）						
②建築工事臨時用給水開栓 受付（メ-タ-設置 1/4 以降）				年末年始休暇		
建築工事臨時用給水としての 水道メ-タ-の設置						
(参考)一部完了検査による 水道メ-タ-の設置 ※			26			(無)

 22日完了届受付最終日

#### 【説明】

- ① 1/4 以降に建築工事臨時用給水として水道メ-タ-の設置を予定している給水装置について、臨時用給水届の提出を受け付けます。
- ② ①の手続きを行った給水装置工事について、開栓（水道メ-タ-の設置）の予約を受け付けます。

**※ 平成29年内の完了臨場検査最終日は12月26日（火）を予定しています。一部完了による水道メ-タ-の設置も同じく12月26日（火）が最終日となります。したがって、完了届（一部・全部）の受付は12月22日（金）が最終日となります。**

■ 建築工事臨時用 給水届の書き方

第1号様式（第4条関係）

申込書の水栓番号  
（通常、水道事業者にて記載）

臨時用給水  
水栓番号 **111-0001**

臨時用給水届

平成 30年 4月 1日

蒲郡市長様

臨時用給水の使用者(料金を支払者)

申込者と一致する場合は捺印を省略できます。

届出者 住所 **蒲郡市旭町17-1**  
(申込者) 氏名 **すいどう建築株式会社**

**のみすみず設備**

届出者 下に  
指定工事事業者名  
(申込書と同じ業者)

臨時用給水を受けるにあたり、次のとおり届け出ます。

給水の目的	① 建築工事 2. 興行 ( ) 3. その他 ( )
臨時用給水の種別	1. 既設利用型臨時用給水 (水栓番号 - ) 現メーター口径φ mm 臨時メーター口径φ mm ② 新設型臨時用給水 <b>申込書の量水器口径</b> 臨時メーター口径φ <b>20mm</b>
装置場所	<b>蒲郡市旭町17-1-1</b> <b>(のみすみち こうじ)</b> <b>装置場所 下に</b> <b>申込者名(申込書の申込者)</b>
給水の期間	平成30年 5月 1日 ~ 平成30年 6月 30日 (予定) (変更 年 月 日 ~ 年 月 日)
誓約書	
<input checked="" type="checkbox"/> 臨時用給水が不要になったとき又は市長の事業により臨時用給水の撤去が必要と判断したときは、私の費用負担により、速やかに原形復旧又は撤去等します。 <input checked="" type="checkbox"/> 市長の事業により臨時用給水の撤去が必要と判断した場合において、私に損失等が生じたとしても、市長にその責を求めません。	
氏名 <b>すいどう建築株式会社</b> <b>すい</b> (自筆) <b>けん</b>	

## ■ 建築工事臨時用給水 撤去完了届の書き方

第2号様式（第9条関係）

申込書の水栓番号

臨時用給水  
水栓番号

111-0001

臨時用給水撤去完了届

平成 30年 6月30日

蒲郡市長様

臨時用給水の使用者

届出者 住所  
(申込者) 氏名

蒲郡市旭町17-1

すいどう建設株式会社

申込者と一致する場合は捺印を省略できます。

すい  
@  
けん

（みずみず設備）

届出者 下に  
指定工事事業者名  
(申込書と同じ業者)

臨時用給水の撤去が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

装置場所	蒲郡市旭町17-1-1 (みずみちこうじ)	装置場所 下に 申込者名(申込書の申込者)
閉栓日	平成30年 7月 5日	完了検査予定日
撤去完了日	平成30年 6月30日	給水装置工事完了届にある 工事完了日
添付書類	臨時用給水としての添付書類は 必要ありません	